

# こうち人づくり広域連合議会傍聴規則

平成15年1月20日  
議会規則第2号

## (趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

## (傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

## (傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。ただし、報道関係者で議長の認めたものは、この限りでない。

2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者がその団体の名称、人員、自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

## (傍聴券等の発行等)

第4条 議長は、必要があると認めるときは、一般席の傍聴につき別記様式による傍聴券を発行して、その入場を制限することができる。

2 前項に規定する傍聴券は、会議当日に所定の場所で先着順により交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

## (傍聴人の入場制限等)

第5条 議長は、傍聴席が満員となったときは、入場を中止する。

2 議長は、前項の場合において、傍聴券を所持する者でも入場させないことができる。

## (傍聴席に入ることのできない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴券を所持する場合であっても、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険なものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 異様な服装をしている者

(4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(5) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を持っている者

(第8条ただし書の規定により、撮影または録音することについて議長の許可を得た者を除く。)

(6) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を持っている者

(7) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者

2 児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと
- (3) はち巻き、腕章の類を着用する等、示威的行為をしないこと
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと
- (6) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真又は映画等を撮影し、若しくは録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 法令に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、平成15年1月20日から施行する。

別記様式

表

第 号  
年 月 日

傍 聴 券

こうち人づくり広域連合議会 印

傍聴席から退場しようとするときは、この券を受付に返還して下さい。

裏

傍聴人が守らなければならない事項

- 1 すべて係員の指示に従うこと。
- 2 議場における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 3 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- 4 はち巻き、腕章の類を着用する等、示威的行為をしないこと。
- 5 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他 の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- 6 飲食又は喫煙をしないこと。
- 7 みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- 8 議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこ と。
- 9 写真、映画等を撮影し、又は録音等をしないこと。